

第6 対象となる市民

苫小牧市自治基本条例における「市民」については、「地方自治法第10条に定められた住民（市内に住所を有する人で、法人や外国人を含む。）のほか、市内に住所は持たないが市内の事業所や学校などで働き、学ぶ人、さらに、市内で事業活動を営む事業所や社会活動を営む法人その他の団体」が含まれる。

苫小牧市自治基本条例上の「市民」の規定は地方自治法上の「住民」よりも広いが、この項目では、住民投票を実施するに当たって、住民投票の投票権を有する者（投票資格者）及び請求権を有する者（請求権者）の対象となる範囲について、検討する。

検討内容

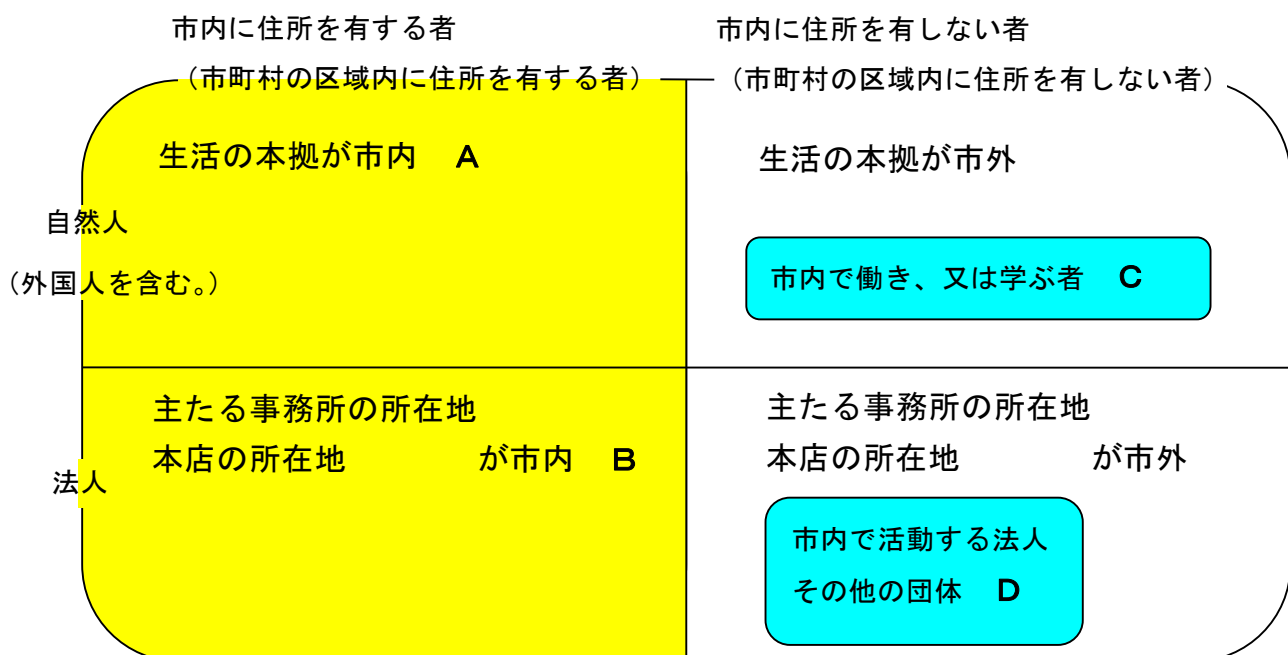
- 1 苫小牧市自治基本条例上の「市民」と地方自治法上の「住民」との違い
- 2 住民投票の投票資格者及び請求権者の対象となる者の範囲について

論点整理

苫小牧市自治基本条例第6条では、「別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる」としている。住民投票の権利の対象者については、同条の規定が「住民投票」とされていることから、一般的には「住民」に対して保障されるものであると考えられる。

なお、外国人住民については、別論点「第7 外国人住民の投票資格及び請求資格」で検討する。

- 1 苫小牧市自治基本条例上の「市民」と地方自治法上の「住民」との違い



この表は、苫小牧市自治基本条例上の「市民」と地方自治法上の「住民」との関係を示したものである。「市民」が表の ABCD 部分であるのに対し、「住民」は表の AB 部分となる。

《A部分》

- 住民基本台帳に記録されている者が一般的であるが、生活の本拠が市内にあれば、理論上はA部分の対象者となる。A部分であっても、住民基本台帳に記録されていないものを住民投票の権利の対象者とするのは、一般的ではない。
- 公職選挙法においては、選挙権と選挙人名簿の被登録資格については同一ではなく、選挙人名簿の被登録資格については、住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行われている。

《B・D部分》

- 公職選挙法では、選挙権及び被選挙権について、自然人を対象としている。
- 他市の常設型住民投票条例において、法人に住民投票の権利を創設している事例はない。

《B・C・D部分》

- 投票資格者名簿への登録については、条例に基づく調査権等により対象者を把握する方法と、対象者からの申請により把握する方法とが考えられる。
- 条例に基づく調査権等により対象者を把握し、投票資格者名簿に登録する方法については、学校、会社等への調査権等を含めた例規上の整備が必要となる。この場合において、調査権等については、実効性の確保について、法令上及び実務上からの検討が必要である。
- 対象者からの申請による投票資格者名簿への登録については、当該申請の内容が適正であるかどうかの審査が必要となる。審査の実効性の確保について、法令上及び実務上からの検討が必要である。
- 全ての対象者の把握や確定については、実務上困難である。

2 住民投票の投票資格者及び請求権者の対象となる者の範囲について

住民投票の投票資格者及び請求権者については、具体的にこれを住民投票条例の中で定める必要がある。住民投票制度においては、1の整理における対象者Aのうち住民基本台帳に記録されている者について、住民投票の権利の対象者としているのが一般的である。

(1) 苫小牧市自治基本条例上の「市民」の全てを対象とする考え方

- 苫小牧市自治基本条例では、市民を「市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体」と定義している。これは、市民が「それぞれの市との関わりにおいてまちづくりに参加することができることをこの条例で確認する」ためである。

- 住民投票制度における投票資格者及び請求権者については、苫小牧市自治基本条例上の全ての市民を対象とすることが望ましい。

(2) 住民基本台帳に記録されている者を対象とする考え方

- 法人、通勤者等は、苫小牧市自治基本条例上において「市民」とされているが、このことは、全ての市民に対して住民投票の権利を保障することまでを義務付けするものではない。
- 苫小牧市自治基本条例上の項目を具現化するには、一般的に、個別に制度の設計が必要とされる。当該個別の制度に係る権利の対象者の範囲をどのように設定するのかについては、制度の内容、性質等に応じて、個別具体的に決定する必要がある。
- 法人に対して住民投票の権利が保障されなくても、法人を構成する個々の従業員は自然人であるため、市民の意思を確認することは可能である。そのため、自然人に対して権利を保障することで足りる。
- 地方公共団体の住民に関する事務として住民基本台帳から住民投票の対象者を抽出することは、申請による対象者の把握に比べ、安定的な制度の運用が期待できる。
- 住民投票の結果については、市政に大きな影響を与えることが予想される。そのため、その権利を行使する対象者として、流動的な要素の強い「市内で働き、又は学ぶもの」や「市内で活動する法人その他の団体」を含めた住民投票の権利の保障については、慎重に検討する必要がある。
- 法人、通勤者等に住民投票の権利の対象者とした場合、その対象者の把握方法についての検討が必要である。この場合における法人、通勤者等に係る投票資格者名簿への登録については、条例に基づく調査権等により対象者を把握する方法と、対象者からの申請により対象者を把握する方法とが考えられる。

条例に基づく調査権等により対象者を把握する方法については、学校、会社等への調査権の設定の可否、実効性の確保等について、法令上及び実務上から検討する必要がある。

また、対象者からの申請による方法については、当該申請時における内容の適正性の審査とその確認方法、当該申請後における当該資格登録要件の継続性の判断方法等について、法令上及び実務上から検討する必要がある。
- 他市町村の例においては、住民基本台帳に記録されている者を住民投票の権利の対象者とするのが一般的である。

参考資料

- 6-1 苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈（平成23年9月改訂 苫小牧市（総合政策部 市民自治推進課） 第2条関係（抜粋）
- 6-2 関係法令抜粋

苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈

(平成23年9月改訂 苫小牧市(総合政策部 市民自治推進課) 第2条関係(抜粋))

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。

[趣旨]

この条例で規定されている「市民」及び「市」の定義を明らかにしています。

「市民」には、地方自治法第10条に定められた住民(市内に住所を有する人で、法人や外国人を含む。)のほか、市内に住所は持たないが市内の事業所や学校などで働き、学ぶ人、さらに、市内で事業活動を営む事業所や社会活動を営む法人その他の団体を含むものとしています。

このように、まちづくりに関わる市民の範囲を広くしているのは、「住民」に限らず、このまちに暮らし、このまちで活動し、このまちで働く人も通学する人も、子どもも外国人もそれぞれの市との関わりにおいて、まちづくりに関係する存在であるということによります。

このため、この定義で「市民」と確認された人は、それぞれの市との関わりにおいてまちづくりに参加することができることをこの条例で確認するものです。

また、参加の具体的な内容は、この条例と、平成21年に制定された「市民参加条例」をはじめとする各種の市民参加の制度や仕組みにより具体化されることとなります。

[解釈]

- 1 「市内で働き、又は学ぶ者」とは、市内に住所は有しないが、市内で就労する人、学ぶ人を言います。
- 2 「市内で活動する法人その他の団体」とは、市内に活動の拠点は置いていないが、市内を活動の範囲または事業の対象地域としている法人その他の団体を言います。
- 3 この条例で使われる「市」とは、市の議決機関としての市議会と、執行機関の代表としての市長及び各執行機関(市長と執行機関をまとめて「市長等」といいます。)のことを意味します。
一般的に、「市」というときには、地方公共団体としての「苫小牧市」のことを言いますが、この条例では、「市民」との関係性を明らかにする趣旨から、このように定義しています。
また、執行機関とは、地方自治法第138条の4の規定に基づき設置された執行機関を言い、現在苫小牧市では、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などが設置されています。

関係法令抜粋

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

第 10 条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

② 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）（抄）

（選挙権）

第 9 条 日本国民で年齢満 20 年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5 《略》

（被登録資格等）

第 21 条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満 20 年以上の日本国民（第 11 条第 1 項若しくは第 25 条又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き 3 箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2～4 《略》